

日 付	令和4年10月11日
担当所属	教育庁総務課教育企画室
担当者名	働き方改革推進監 権太正弘
連絡先	055-223-1750 (内線 8022)

令和4年度 第3回 山梨県教員育成協議会の開催について

○山梨県教員育成協議会について

- ・教員の主体的な学びを支える様々な取組を進めるための基盤として、山梨県教育委員会と大学等が教員育成ビジョンを共有し、養成や研修等の内容を検討・調整するため、平成29年に設置。
- ・「やまなし教員等育成指標」の策定・変更に関する事、指標に基づく教員の資質能力の向上に関する事など、必要な事項を協議することとしている。
- ・本協議会は、教育公務員特例法第22条の5に基づいて設置しているもの。

○令和4年度 第3回山梨県教員育成協議会

- 1 日時：令和4年10月13日（木）午前9時30分～11時30分
- 2 場所：県庁防災新館3F 教育委員会室
- 3 内容（案）
 - <報告>
 - ・第2回教員育成協議会の概要について
 - <議事>
 - (1) 指標改定の最終案について
 - (2) 校長の指標改定案について
 - (3) センター研修の計画について
 - (4) やまなし教育みらいフォーラム「山梨県で学校の先生になろう」について
 - (5) その他

【参考1】これまでの主な経緯

- ・平成29年5月 山梨県教員育成協議会を設置
- ・平成29年11月 やまなし教員等育成指標の策定・公表
- ・令和2年3月 やまなし教員等育成指標の一部改訂
- ・令和3年度は、育成指標に基づく研修の成果や課題、次年度の研修計画、教員の養成・採用・育成に係る課題等について協議。

【参考2】教育公務員特例法第22条の5（抄）

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会を組織するものとする。